

入居中の各種手続き一覧表(概要)

ケース	提出書類	提出期限	添付書類	※ 主な注意事項	掲載頁
結婚などにより、入居者や同居者の氏名が変わったとき	氏名変更届	変更後30日以内	氏名変更が確認できる書類等(住民票等)	変更届を怠ると、収入に応じた家賃を算出するうえで不利益な取扱いとなる場合があります。	P12
出産により同居人が増えたとき	同居承認申請書	すみやかに	同居人が増えたことを確認できる書類等	同居申請を怠ったまま同居されると、不正な入居として退去していただく場合があります。	P12
同居人が増えるとき(上のケースを除く)	同居承認申請書	承認を得た日の10日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者と同居しようとする親族との続柄を証明する書類 ・同居しなければならない理由を証明する書類等 	同居申請を怠ったまま同居されると、不正な入居として退去していただく場合があります。	P12
同居親族に転居または死亡による異動があったとき	入居者異動届	異動後すみやかに	死亡・異動等を証明する書類等	異動届を怠ると、収入に応じた家賃を算出するうえで不利益な取扱いとなる場合があります。	P12
名義人が死亡、離婚・結婚又は特別養護老人ホームへの入所により退去し、承継可能な者が引き続き入居しようとするとき	承継承認申請書	入居者が死亡または退去した時から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と入居者との続柄を証明する書類 ・承継の事由を証明する書類等 	<p>承継申請を怠ると、収入に応じた家賃を算出するうえで不利益な取扱いとなる場合があります。</p> <p>承継申請を怠ったまま入居されたり、承継する資格の無い者が入居し続けた場合、不正な入居として退去していただきます。</p>	P12

ケース	提出書類	提出期限	添付書類	※ 主な注意事項	掲載頁
他の県営住宅に 変わりたいとき	住 宅 交 換 申 請 書	あらかじめ	・世帯全員の住民票 ・所得証明書 ・その他、申請に応じて必要な書類 等	入居後の状況変化(病気等)により現住宅が著しく不適当な場合に限られます。また、移転先住宅については、空家の発生状況などにより、地域、間取りなどが相当制限されます。	P13
連絡人が死亡などにより連絡人の役割をはたせないとき	連 絡 人 届 出 書	すみやかに	連絡人個人を証明する書類の写し		P13
室内に手すりを付けたいなどのとき	用 途 変 更 等 承 認 申 請 書	あらかじめ	設置物詳細その他設置に際して必要な図面 等	原則として認められません。 無断で増改築等行った場合、撤去命令を受ける場合があります。	P13
入居されている方が、長期の旅行・出張など	一 時 不 在 届	あらかじめ	留守にする理由の証明書類 等	不在届を怠ると、長期不在により入居許可が取り消される場合があります。	P13
住宅を退去されようとするとき	住 宅 返 還 届	住宅返還の1ヵ月前まで	敷金領収書 等	無届で退去された場合は、入居中とみなします。	P14
住宅使用料(家賃・共益費(県徴収分))を口座振替にしたいとき	振 替 依 賴 書	あらかじめ	・住宅使用料領収書 ・預貯金通帳 ・印鑑 等	県の指定(代理)金融機関に、左記必要な物をお持ちになつて、振替依頼書により手続きをしてください。 なお、口座振替が開始されるまで2ヵ月程度かかります。	P8
退職、転職等により著しく収入が低額になり、家賃の支払いが困難になったとき	家賃等減免申請書	事由が発生した後	・新しい収入がわかる書類 等	家賃減免をさかのばって適用することはできません。 また、原則として家賃や駐車場利用料または共益費の滞納がある方には減免が適用されませんので、ご承知おきください。	P10

※ なお、詳しくは指定管理者の各事務所へご相談ください。